

Business News

第280号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号は、第257号に続き「同一労働同一賃金への対応」についての2回シリーズの第2回として、「職務分析」について、社会保険労務士法人みらいコンサルティングに寄稿いただきました。

ポストコロナ時代の経営／同一労働同一賃金への対応（職務分析）

新型コロナ禍において、正社員と非正規雇用社員との待遇差についての課題が、改めて見えてきた企業もあるようです。その状況下、正社員と非正規雇用社員の不合理な待遇差を禁止する「同一労働同一賃金」は、予定どおり大企業で2020年4月から施行されています。中小企業も、2021年4月より施行予定です。

今回は、待遇差の合理性の判断基準策定の手法となる「職務分析」に関して、「均等待遇」・「均衡待遇」の判断ポイントの1つとなる「職務の内容（業務の内容、責任の程度）」の分析手法を解説いたします。

*本シリーズ第1回の第257号「同一労働同一賃金への対応（点検の枠組み）」や、「同一労働同一賃金」についてのバックナンバー（経営サポートセンターHPに掲載）もご参照ください。

第257号 <https://www.ms-ins.com/business/keiei-support/pdf/busnews257.pdf>

1. 職務の内容

- まず自社の社員を「比較対象労働者」と「取組対象労働者」に整理し、それぞれの「職務の内容」及び「職務内容・配置の変更の範囲」により、「均等待遇」・「均衡待遇」について判断します。
- 上記のうち「職務の内容」については、「業務の内容」と「責任の程度」に区分して、それぞれの社員区分で同じかどうかを判断します。

2. 業務の内容

- 業務の内容については、「業務の種類（職種）」と「中核的業務」の2点により判断します。2点ともに同じ場合は、業務の内容が同じと判断されます。
- 業務とは、職業上継続して行う仕事をいいます。業務の種類（職種）とは、販売職、管理職、事務職、製造工、印刷工等といった従事する業務のことをいいます。また、中核的業務とは、職種を構成する業務のうち、その職種を代表する中核的なものを指し、職種に不可欠な業務を指します。
- 業務の内容は、職種が異なる場合は、その時点で異なると判断されます。そこで、職種が同じ社員ごとに中核的業務が同じかどうかを判断することとなります。
- 具体的には、各職種ごとに行っている業務を洗い出し、その業務のうちどれが中核的業務かを判断します。そして、各社員区分ごとにその中核的業務を実際に行っているかを検討します。
- 中核的業務かどうかは、与えられた職務に不可欠な業務、業務の成果が業績や評価に大きな影響を与える業務、社員の職務全体に占める時間・頻度において割合が大きい業務等の基準により総合的に判断します。
- 例えば販売職という職種で業務を洗い出した場合に、中核的業務として、正社員は接客・レジ・品出し・商品陳列、パートは接客・レジ・品出しを行っているという結果になったとします。このケースでは、正社員とパートで商品陳列という中核的業務の有無という違いがあるため、業務の内容は異なると判断されます。

3. 責任の程度

- 責任の程度については、与えられている権限の範囲、業務の成果について求められている役割、トラブル発生時や臨時・緊急時に求められる対応の程度、売上目標等の成果への期待度などを総合的に勘案し、社員区分ごとに同じかどうかを判断します。

詳細は、厚生労働省HPをご参照ください（同一労働同一賃金関連の資料・ツール等が掲載されています）。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

（社会保険労務士法人みらいコンサルティング）

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。

三井住友海上火災保険㈱ 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443 URL <https://www.ms-ins.com/business/keiei-support/>

※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様に有益な情報を提供しています。

N280